

北上川上流洪水減災対策協議会 規約

(名称)

第 1 条 この会議は、北上川上流洪水減災対策協議会（以下「協議会」）と称する。

(目的)

第 2 条 本協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により利根川水系鬼怒川等において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、北上川上流における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、協議会に諮り、第 1 項による者のほか、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第 4 条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

2 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動・排水活動の連携及び地域防災力の維持・継承を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成

4 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

5 その他、洪水減災対策に関して必要な事項

(幹事会)

第 5 条 協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。

5 事務局は、幹事会に諮り、第 2 項による者のほか、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第 6 条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、岩手河川国道事務所調査第一課及び岩手県県土整備部河川課が共同で行う。

(附則)

本規約は、平成28年5月17日から施行する。

(別表 1)

北上川上流洪水減災対策協議会

(構成員)

盛岡市長
花巻市長
北上市長
遠野市長
一関市長
八幡平市長
奥州市長
滝沢市長
雫石町長
岩手町長
紫波町長
矢巾町長
西和賀町長
金ヶ崎町長
平泉町長
気象庁 盛岡地方气象台長
岩手県 総務部長
岩手県 県土整備部長
国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所長
国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所長

(事務局)

国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 調査第一課
岩手県 県土整備部 河川課

北上川上流洪水減災対策幹事会

- (構成員) 盛岡市 総務部 危機管理防災課長
花巻市 総合政策部 防災危機管理課長
北上市 消防防災部 消防防災課長
遠野市 消防総務課長
一関市 防災安全対策監 兼 防災課長
八幡平市 防災安全課長
奥州市 市民環境部 危機管理課長
滝沢市 市民環境部 防災防犯課長
雫石町 防災課長
岩手町 総務課長
紫波町 企画総務部 総務課長
矢巾町 総務課長
西和賀町 総務課長
金ヶ崎町 生活環境課長
平泉町 総務課長
気象庁 盛岡地方气象台 防災管理官
岩手県 総務部 総合防災室 防災危機管理担当課長
岩手県 県土整備部 河川課 河川海岸担当課長
国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 総括地域防災調整官
国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 副所長
国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 副所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 調査第一課
岩手県 県土整備部 河川課